

これが「企業の労働110番」です



(一社) 名北労働基準協会
ホワイト企業推進本部 本部長
RSTトレーナー

石田 和彦

感染症の感染拡大の影響を受けて、大幅に受注が減少し、労働者の半数を休業させています。雇用調整助成金を申請する予定ですが、この休業期間に教育訓練を行った場合

「はい、こちら企業の労働110番です」。小牧市に本社がある、従業員約200名の自動車部品製造業の管理部長さんからの電話でした。「新型コロナウイルス

これからの社員研修 「インターネット教育訓練」

は、助成金が上乗せされると聞きました。どのような教育訓練が対象ですか？」とのご相談でした。雇用調整助成金では、休業中の労働者に教育訓練を実施した場合は、賃金助成のほかに教育訓練費が加算されますが、助成対象となる教育訓練は、職業に関する知識、技能、技術の習得や向上を目的とするもので、その企業の生産性向上につながるものと認められることが必要です。

自社または外部機関が、所定労働時間内の1日または半日(3時間以上)の教育訓練を実施し、受講日において労働者を業務に就かせないことが条件です。(半日訓練半日就業は可能)

教育訓練を実施した場合、1日2400円(中小企業)、もしくは1800円(大企業)の助成金が増加されます。この教育訓練は、これまでその企業において通常の教育カリキュラムに位置づけられていないもの、法定安全衛生教育等の法令で義務づけられ



ていないもの、また、指導員または講師が不在のまま自習(ビデオやDVD等の視聴を含む)でないものであることが支給要件でした。しかし、緊急対応期間(令和2年9月30日まで)中については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、三

密状態を避けることが求められ、自宅等でインターネット等を用いた訓練等も助成金の対象になります。また、従来は認められなかった接遇・マナー研修、パワハラ・セクハラ研修、メンタルヘルス研修などの教育訓練も、広く対象になったこと等を説明しました。

なお、当協会には雇用調整助成金申請に伴う教育訓練とは別に、1か所に集まる集合教育から、三密を避け、労働者の移動時間を省くため、支店・営業所単位、社内の自席、自宅で視聴する「インターネット教育」の要望も増えていきます。コロナ対策中の今こそ、インターネット等を用いた効果的な社員教育を検討されてはいかがでしょうか。

愛知県下各労働基準協会では、休業者、在宅勤務者、自席視聴者等を対象とした「インターネット教育訓練」を実施しています。インターネット教育訓練は、脱三密教育として、また、今後さらに広まるテレワーク等にも対応しています。社員の能力向上により、新型コロナウイルスの危機を乗り越え、企業の未来につなげるため是非ご活用ください。

詳しくは、当協会総合受付(☎052-961-1666)までお問い合わせください。イラスト・木村武司

緊急対応期間が令和2年9月30日まで延長!!
愛知県下各労働基準協会

■ 新型コロナウイルス労務・安全衛生管理対策 ■

「インターネット教育訓練」

【社員労働基礎講習】【労働災害防止研修】
【ハラスメント防止研修】【メンタルヘルス研修】対応

お問い合わせ・お申込み先
当協会総合受付 ☎052-961-1666